

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

日南市監査委員

日 監 発 第 4 0 号
令和5年3月14日

日 南 市 長 高橋 透 様
日南市議会議長 濱中 武紀 様

日南市監査委員 渡邊 秀美

日南市監査委員 川口 和也

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和4年度財政援助団体等の監査を次のとおり実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の方法及び着眼点	1
第 6	監査の結果及び意見	2
1	日南地区防犯協会	3
2	日南市民生委員児童委員協議会	5

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財政援助団体等の名称	補助金等の名称	所管部局
日南地区防犯協会	日南地区防犯協会負担金	市民生活部 地域自治課
日南市民生委員児童委員協議会	民生委員活動費補助金	健康福祉部 福祉課

第3 監査の期間

令和5年1月6日から令和5年3月2日まで

第4 監査の範囲

令和3年度の出納その他の事務の執行を監査の対象とした。ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

第5 監査の方法及び着眼点

所管部局及び財政援助団体等の出納その他の事務の執行が、条例及び規則等により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき監査を実施した。

実施の内容は、提出された関係書類等の審査を行うとともに、必要に応じ関係職員からの説明を聴取する方法により行った。

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は関係法令等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により行われているか。
- ⑥ 補助金等交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

(2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制・公金等管理体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第6 監査の結果及び意見

今回の監査は、日南市監査基準、令和4年度監査基本計画及び令和4年度財政援助団体等監査の基本方針に基づき実施した。

前述の監査の着眼点に留意し監査を行ったところ、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部において、改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられるとともに、今後の事務処理においても万全を期して臨みたい。

以下、監査結果に関する意見を順次記述する。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので記述を省略する。

1 日南地区防犯協会

(1) 設立目的

「犯罪のない安全で安心して生活のできる地域社会」の実現を理想として、犯罪、事故、災害等の防止を図るため積極的な地域安全活動を推進することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 犯罪、事故、災害等の防止
- ② 高齢者の犯罪被害防止の推進
- ③ 地域住民の防犯意識の高揚・啓発
- ④ 地域安全情報の収集及び地域安全ニュースの編集発行
- ⑤ 関係機関、団体等との連絡調整及び育成指導
- ⑥ 優良防犯団体及び防犯功労者の表彰
- ⑦ その他地区協会の目的達成のため必要な事項

(3) 組織（令和3年4月現在）

① 会員

日南市役所、日南市自治会連合会、日南地区職域防犯組合、
（公財）宮崎県防犯協会連合会の賛助会員、
その他地区協会の目的に賛同する企業、団体又は個人

② 役員等

会長1名、副会長1名、専務理事1名、理事9名、監事2名

(4) 宮崎県の犯罪情勢

令和3年刑法犯の認知件数（対前年比）

・前年と比べ159件減少し、戦後最少の認知件数であった。

区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
		殺人、強盗、 放火等	暴行、傷害、 脅迫等	窃盗	詐欺、横領、 偽造等	賭博、 わいせつ	住居侵入等 その他
令和3年	3,535	24	359	2,409	220	38	485
令和2年	3,694	23	364	2,592	197	37	481
増減	△159	1	△5	△183	23	1	4

（公財）宮崎県防犯協会連合会資料

(5) 財政援助額

令和3年度日南地区防犯協会負担金 2,804,000円

(6) 所管部局 市民生活部 地域自治課

(7) 収支の状況

令和3年度及び2年度の収支

(単位：円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減
		決算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
収入	負担金 (日南市)	2,804,000	2,804,000	0
	補助金 (県防犯協会連合会)	149,800	153,650	△ 3,850
	預り金	293,052	293,748	△ 696
	雑入	15	13	2
	繰越金	336,956	235,065	101,891
	合計①	3,583,823	3,486,476	97,347
支出	事務費	2,706,314	2,713,309	△ 6,995
	給料	1,908,000	1,908,000	0
	損害保険料	43,940	46,810	△ 2,870
	厚生費	604,502	605,957	△ 1,455
	消耗品費	28,552	42,096	△ 13,544
	電話回線料	88,930	88,094	836
	その他事務費	32,390	22,352	10,038
	事業費	577,869	436,211	141,658
	旅費	10,000	10,000	0
	燃料費 (青パト)	46,038	44,484	1,554
	修繕料	0	715	△ 715
	地域安全活動費	231,309	202,639	28,670
	手数料	290,522	178,373	112,149
	合計②	3,284,183	3,149,520	134,663
	収支 ①-②	299,640	336,956	△ 37,316

(8) 監査結果による意見等

① 防犯協会活動

日南地区防犯協会は「犯罪のない安全で安心して生活のできる地域社会」の実現を目指し、地域安全運動に関する啓発活動、青パトによる地域の見守り、高齢者防犯教室、児童生徒の登下校時の見守り等の活動を実施されている。

犯罪を未然に防止するためには、このような活動を通して犯罪の起きにくい環境をつくるのが大切である。活動の成果もあり宮崎県の令和3年中の刑法犯認知件数は戦後最少となり、本市の認知件数も過去10年で最少となっている。

今後も関係機関・団体と防犯ボランティアが一体となって、地域に根差した防犯活動に取り組まれることを要望するものである。

② 庶務に関する事務

所管部局において、防犯協会規約、協会職員勤務規程等で内容の整理が必要と思われる事項が見受けられたので、確認のうえ適切に対応されたい。

また、文書管理において、文書の保管方法に改善を要するものや、支払関係書類の日付漏れ、契約関係書類の不備等が確認されたので、適正な事務処理に努められたい。

2 日南市民生委員児童委員協議会

(1) 設立目的

民生委員児童委員信条及び児童憲章を規範とし、民生委員児童委員相互の連絡調整及び資質の向上を図り、社会福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

(2) 重点目標（令和3年度）

- ① 住民の立場に立った相談・支援活動の強化
- ② 民生委員児童委員が活動しやすい環境づくり
- ③ 児童委員（主任児童委員）活動、児童委員協議会活動の強化
- ④ 単位民生委員児童委員協議会の機能強化
- ⑤ 地域の幅広い関係機関・団体との連携・協働
- ⑥ 災害時要支援者活動の推進
- ⑦ 民生委員児童委員活動に関する広報の強化

(3) 組織（令和3年4月現在）

① 役員等

会長1名、副会長2名、監事2名

② 地区民生委員児童委員協議会（略称：地区民児協）

市内の各行政地区（9地区）に地区民生委員児童委員協議会を設置し、地域に密着した活動を展開。

③ 委員数（定数：173名）

民生委員：155名（内1名欠員）、主任児童委員：18名（内1名欠員）

(4) 委員数の推移

令和4年から過去2年の委員数及び平均年齢の推移

区 分	委員定数	現委員数（4月1日現在）		
		令和2年	令和3年	令和4年
民生委員児童委員（人） ※主任児童委員を含む	173	168	171	168
平均年齢（歳）	—	68.1	69.0	69.9

(5) 財政援助額

令和3年度民生委員活動費補助金 29,404,000円

(6) 所管部局 健康福祉部 福祉課

(7) 収支の状況

令和3年度及び2年度の収支

(単位：円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比較増減
		決算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
収入	市補助金	30,581,000	30,581,000	0
	活動費	20,760,000	20,760,000	0
	地区協議会運営費	8,305,000	8,125,000	180,000
	事務局運営費	1,516,000	1,696,000	△ 180,000
	助成金	638,000	465,000	173,000
	県社協助成金	638,000	465,000	173,000
	負担金収入	1,256,100	1,256,100	0
	地区民児協負担金	1,256,100	1,256,100	0
	雑収入	19	21	△ 2
	繰越金	315,936	571,563	△ 255,627
合計①		32,791,055	32,873,684	△ 82,629
支出	運営費	1,982,184	2,001,648	△ 19,464
	役員活動費	154,000	154,000	0
	部会費	273,940	280,950	△ 7,010
	旅費	776,000	857,500	△ 81,500
	需用費	522,685	459,465	63,220
	借料及び損料	220,000	220,000	0
	その他運営費	35,559	29,733	5,826
	地区民児協補助金等	29,530,000	29,530,000	0
	委員活動補助金	20,760,000	20,760,000	0
	地区民児協運営補助金	8,305,000	8,305,000	0
	生活福祉資金活動費	465,000	465,000	0
	負担金	996,100	996,100	0
	予備費	0	30,000	△ 30,000
合計②		32,508,284	32,557,748	△ 49,464
収支 ①-②		282,771	315,936	△ 33,165

※ 令和3年度、2年度決算額には、「委員の欠員」並びに「新型コロナウイルスの影響による事業中止」に伴う市補助金の返還金が含まれている。

各年度の市補助金確定額は次のとおり。

	(当初決定額)	(返還額)	(補助金確定額)
(A) 令和3年度	30,581,000	1,177,000	= 29,404,000 円
(B) 令和2年度	30,581,000	1,587,000	= 28,994,000 円

(8) 監査結果による意見等

① 民生委員児童委員活動

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、無報酬のボランティアとし

で活動されている（活動に必要な電話代、交通費等は支給）。

民生委員児童委員は、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たされている。

全国的な課題として、高齢化や働くシニア層の増加、専業主婦の減少を背景になり手不足が深刻化している。本市においても定数に対して欠員の状況が続いており、また平均年齢も高い状況となっている。

今日、社会や家族のありようが大きく変化するなか、社会的孤立や生活困窮、ひきこもり、子どもの貧困、虐待の増加など、地域住民が抱える課題が多様化、複雑化している。このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、支えあう「地域共生社会」を実現することが求められている。

民生委員児童委員は、住民の立場に立った積極的な地域活動を展開されており「地域共生社会」の実現に向けて大きな期待が寄せられている。その実現のためにも、なり手不足対策や活動の更なる充実に向けて、行政と民生委員児童委員協議会、その他関係機関が連携を図り取り組まれることを切望するものである。

② 庶務に関する事務

所管部局において、民生委員に関する文書管理について名簿や表彰関係書類の整理が必要と思われる事項が見受けられたので、確認のうえ適切に対応されたい。

また、文書の保管方法に改善を要するものや、関係書類の日付記載漏れなどの不備が確認されたので、適正な事務処理に努められたい。